

大阪における水帳の伝来と帳切の終焉

飯田 直樹

要旨 本稿は、近世大坂の各町で作成された水帳の、近代以降の伝来のされ方を仮説的に提示するとともに、土地台帳たる水帳において所有者の名義切り替え、すなわち帳切がいつまで行われたのかということ、現存する水帳を可能な限り調査し、明らかにすることを課題とする。

大半の水帳の帳切は明治12年（1879）2月までに終了しており、これは同年3月の区役所開庁と関係していることを指摘した。また水帳が区役所公文書として保管されていた事実も確認し、水帳の区役所への移管時期は区役所開庁の明治12年3月であるとも推測した。

また明治12年2月以降も帳切が行われていた水帳が存在するものの、それでも帳切が確認できるのは明治14年2月までであった。

このような帳切の最終時期は、町が明治地方制度のなかで公的地位を喪失していく時期、すなわち三新法の時期と重なる。つまり町は、地方制度上の地位の転落と平行して、身分的共同体たる町の家屋敷取得規制という機能を失ったのである。また水帳が区役所へ公文書として移管されたという事実は、この地位の転落と平行して町の機能が区役所（官）によって「剥奪」されたことを示している。

はじめに

本稿は、近世大坂の各町で作成された水帳の、近代以降の伝来のされ方を仮説的に提示するとともに、土地台帳たる水帳において所有者の名義切り替え、すなわち帳切がいつまで行われたのかということ、現存する水帳を可能な限り調査し、明らかにすることを課題とする。

近世都市では、例えばある町内で家屋敷が売りに出された場合、買い手はその町内の家持が優先される、契約には町の承認が必要である、といった町による規制があったことが知られている。このような承認が必要だったのは、家持となることが町という共同体の構成員、すなわち町人となることと同義であったからだとされている⁽¹⁾。家屋敷所有者の名義切り替え行為である帳切は、家持＝町人身分の共同体である町の承認を得てなされたと理解できるから、上記の課題は町による家屋敷取得規制がいつまで続くのかという問題を検討することと同義である。また、帳切がなされた水帳はこの規制＝機能の文書的な表現であるから、水帳の伝来を検討することは、町の家屋敷規制という一機能の「伝来」、すなわちこの機能の継承関係を検討することと同義であると考えられる。要するに上記の課題は、町人身分の共同体である町の近代化過程を検討する作業を意味すると言えよう。

上記の課題に直接関わる先行研究としては、大阪商業大学に残されている道頓堀各町の水帳について検討した塚田孝の研究がある。塚田は道頓堀立慶町・道頓堀吉左衛門町の安政水帳には「明治10年代まで家持の変更や代判・家守の交替などの張り紙がされており、その時期まで、水帳と水帳絵図が

現用で活用されていた⁽²⁾」と指摘している。後述する「新水帳」の帳切実態について検討していることも注目される。

また、大阪市中の研究ではないものの、難波村内の町のあり方を検討した佐賀朝の研究も注目される。同村内の町が「明治10年前後までは収税など村政上、公的な役割を果たしており、土地所有や祭礼に象徴される生活諸関係の面では、その後も一定期間、共同組織としての意味を失っていなかった⁽³⁾」と指摘している。

両者とも、明治10年（代）という時期をあげており、帳切の最終時期を調べる上で目安となる研究と言えよう。

1. 大阪の水帳について

1-1. 水帳とは？

近世大坂において、町内の土地台帳である水帳は、「第一次的」には町で作成・管理された。水帳には、家屋敷の広さ（間口と奥行）・役数（広さに応じた役負担基準）とともに所有者の名前が書かれ印が捺された。売買その他で所有者が変わると、先の所有者の名前の上に貼紙がされ、そこに新しい所有者の名前が記され、印が捺された。この行為が水帳の切り替え、すなわち「帳切」である。水帳は、町だけでなく、町奉行所と三郷の惣会所にも備えてあった。また、水帳には水帳絵図が添えられていた⁽⁴⁾。

1-2. 水帳の作成時期と新水帳

水帳は、複数の町において明暦元年（1655）、寛文2年（1662）、延宝7年（1679）、元禄6・7年（1693・4）、宝永3年（1706）、享保11年（1726）、宝暦3年（1753）、安永7年（1778）、寛政10年（1798）、文化12年（1815）、文政8年（1825）、安政3年（1856）などと、約10～30年ごとに作成されたことがわかっている。また、ほとんど知られていないが、明治期にも水帳が作成されている。明治7年（1874）1月作成の「新水帳」である⁽⁵⁾。これは、書式は旧来の水帳とほぼ同じだが、土地一筆ごとにその右肩に地番が朱書されているのが特徴である。本稿では主に安政水帳を検討するが、この新水帳にも帳切を行っている町があるため、これも検討対象とする。

1-3. 大阪における水帳の所蔵状況

かつて大阪の水帳及び絵図の所蔵調査をした仲田熹弘⁽⁶⁾によれば、水帳類は1966年時点で、佐古慶三（298点）、大阪市立中央図書館・市史編纂室（36点）、大阪大学（95点）、大阪府立図書館（62点）、大阪市立博物館（現大阪歴史博物館）、関西大学図書館などに所蔵されていた（括弧内の点数は仲田の目録による）。その後、所蔵が移動したもの（佐古慶三→大阪商業大学）や、大阪市立中央図書館のように所蔵をさらに増やしたところがあるが、それ以外の点で水帳の所蔵状況については大きな変動はないと考える。

その上で所蔵状況の特徴として指摘できるのは、複数の町の水帳群がいくつかの機関にまとまって所蔵されているということである。本稿で検討することになる大阪市立中央図書館、大阪大学、大阪商業大学所蔵の水帳群である。

第二の特徴は、この三者が所蔵する水帳の、前二者の大半が旧東区内の町のもの、後者の大半が旧南区の町のもの、所蔵が偏っていることである。

後述するように大阪市立図書館蔵の水帳類には、南区役所から一括して移管されたものがあることがすでに判明している。また昭和戦前期に鰻谷中之町々会が町会事業の一環として『鰻谷中之町の今昔』（1942年）を出版するにあたって、同町を構成する旧五町の水帳や新水帳を南区役所から借用していた⁽⁷⁾。

以上の所蔵状況の諸特徴や諸事実は、ある時点で水帳群を一括して所蔵していた機関—具体的には区役所—が存在していたことを示している。先に述べたように、水帳は第一次的には町が作成するものであったから、これらの事実は、水帳の所蔵が個別町から区役所に移動したことを示している可能性がある。そうだとすれば、所蔵が移動したのはいつか。本稿は、この点についても検討したい。

2. 日本近代都市個別町研究の課題

2-1. 日本近代都市史研究のなかの個別町

水帳の具体的な分析に入る前に、冒頭で述べた本稿の課題を、これまでの日本近代都市史研究、特に個別町研究の動向と関わらせて位置づけてみたい。

日本近代都市史研究の分野では、町に関する研究は、戦時町内会に関するものを除けば盛んではない。町を都市社会の基礎単位と位置づける近世史研究とは対照的である。例外的に町有文書が豊富に残されている京都については、一定の研究蓄積があるが、東京や大阪など他の都市については、2000年代から少しずつ研究が発表されているものの、京都に比較すればやはり圧倒的に少ない⁽⁸⁾。

このような研究状況のなかで本稿が目指したいのは、各都市における町総代の機能を検討した高岡裕之の研究⁽⁹⁾である。高岡によれば、戦前の地方自治制の下では、市制が施行された都市における町は自治単位として法制度上認められなかった。にもかかわらず多くの都市で、町の代表者である町総代という存在が、行政の「補助機関」として、あるいは市会と並ぶ「市民代表機関」として機能したという。「都市においても「町」は住民生活に密着する諸業務を処理する実質的な「自治」組織として存続し、都市行政はこうした「町」にさまざまな面で依存していた可能性が高い」と高岡は指摘する⁽¹⁰⁾。最近、地方都市を含めた近代都市全体を視野に入れて町の動向を検討した伊藤久志によれば、この町総代は静岡などいくつかの都市において1940年頃、すなわち戦時町内会整備期に廃止されたという⁽¹¹⁾。

近世都市史研究からは、伝統都市から現代都市への「解体→再生の過程における諸都市の過渡的段階」として「近代都市」を「独自に措定することが重要である」という提起がなされている⁽¹²⁾。伝統都市に規定されつつも、現代都市へと変貌していく過渡的な都市段階として、近代都市を設定すべきであるという主張である。この主張を意識して、高岡の研究を解釈すると、近代都市は都市行政の面からみれば、町という近世都市の「遺物」に、少なくとも戦時期までは規定され続けたと言えるのではないだろうか。高岡や伊藤の研究は、日本における過渡的都市段階としての近代都市の時代やその終期を示唆するものと言えよう。

しかし、高岡の研究に問題がないわけではない。高岡は、明治22年(1889)に施行された「市制以前の「伝統」を引き継ぐ「町内社会」を「町」、その動揺によって人為的に再編されたものを「町内会」と表記し、区別する」とした⁽¹³⁾。ここで言う「町内社会」の内容が、旧町人身分の共同体を指すのか、文字通りの町内の社会構造的な内容を指すのか、あいまいなのである。

高岡の研究に限らず、これまでの近代における町の変容を論じた研究には、町の定義にあいまいなものが多い。それは、近世史研究の成果を十分に消化していないことに要因があると考えられる。このような限界を克服した上で、近代以降の町の変容に関する問題領域とその相互関係を整理する必要があるというのが、町をめぐる研究の現状ではないだろうか。

以上のような現状認識から近代都市史研究における個別町研究の課題をあげるとすれば、主に以下の四点にまとめられよう。第一は土地所有構造の問題であり、第二は町有財産の問題であり、第三は町の機能の問題であり、第四は議会としての町会の問題である。以下、それぞれの問題領域について、その相互関係についても意識しながら論じたい。

2-2. 土地所有構造の問題

町共同体の構成員である町人とは、家屋敷を所有する家持、近代で言えば土地所有者(地主)ということになる。したがって、町内の土地所有構造の変遷を検討することは、町共同体の内部構成の変容を検討することを意味する。四つの問題領域のなかで最も基礎的なものであるが、このことを検討した研究は極めて少ない。

大阪で最も精密にこの問題を検討したのは、名武なつ紀である⁽¹⁴⁾。名武は、都心部である北船場にある二つの町(高麗橋三丁目と同四丁目)を対象にして、明治23年(1890)から100年間にも及ぶ土地所有構造の変遷を大阪法務局にある旧土地台帳にもとづいて解明した。名武の研究は、「近世町人身分の系譜をもつ町人系土地所有者たち」の動向に一定の注意を払いながらも、主として大企業の動向や都市計画事業の実施と土地所有構造の変容との関係に関心がある。町共同体の変容という問題と関わらせて土地所有構造を検討しているわけではない。

近世大坂では、町運営の拠点となる町会所の土地である会所屋敷を町有(町人の共同所有)することが多かった。会所屋敷のような町有の土地が、町有とは異なる所有形態、例えば個人所有になることは、その所有主体、つまり町共同体の解散につながる可能性がある。したがって、町有財産である土地が、近代以降どのように処理されるのかは、町の近代化という問題を検討する際の重要な課題となってくる。町共同体の変容と関わらせて土地所有構造を検討するとは、具体的にはこのような課題を検討するということである。

2-3. 町有財産の問題

会所屋敷のような町有財産の存在は、町を構成する家持たちが共同で所有するものであるから、家持同士の結合を維持したり、強めたりする基盤となりうる。京都などよりも早期に町共同体の解体が進むと考えられている大阪でも、町有財産を紐帯とする家持同士の結合が、1950年代まで存続していた事例がある。

北船場に位置する高麗橋二丁目は、宝暦5年(1755)に鈴鹿屋朔兵衛の遺言によって、同町内に鈴

鹿屋が所有していた掛屋敷の寄附をうけた。鈴鹿屋敷という。同町は、近代になってもこの屋敷を所有し、明治22年（1889）に大阪に市制が施行された後は保存会を結成し、鈴鹿屋敷を管理した⁽¹⁵⁾。大阪法務局所蔵の旧土地台帳を調べると、鈴鹿屋敷は昭和26年（1951）6月7日に「高麗橋二丁目」から大阪市に寄付されており、この時に保存会は解散したものと推測される。

大阪や東京では、明治2年（1869）年から同5年までに大規模な町域の再編が行われた。例えば高麗橋二丁目の区域は、明治5年に同一丁目の一部区域とともに、あらたに高麗橋二丁目を構成することになり、この区域は現在まで続いている。

注意したいのは、鈴鹿屋敷保存会が明治5年以前の区域である旧高麗橋二丁目に居住する家持たちによって構成されたことである。伊藤久志によれば、明治5年までの町域再編を経験した東京や大阪の住民らは、「新たな町名町域にスムーズに移行して、あらためて地縁的な結合を図ったようである⁽¹⁶⁾」という。このような評価は全体としては妥当と考えるが、明治5年以後も旧町域にもとづく住民結合が存続した地域があったことも見落としてはならない。このような住民結合を維持させたものこそ、町有財産と考える。

旧町域にもとづく住民結合の事例は他にもある。同じく北船場にあった呉服町では、享和3年（1803）に同町に居住していた呉服商墨屋作兵衛の遺言により家屋敷と家宅が町有となり、以後、町はその家宅を町会所とした。しかし、明治に入り、町会所が明治12年度限りで「不用」となると、会所地に豊臣秀吉から拝領されたという由緒をもつ恵美寿像を祀る恵美寿社を新築した。さらに同社が明治39年の神社合祀令により御霊神社に合祀されると、跡地を賃貸に出し、その収益からなる積立金を、合祀された社の修復費や墨屋夫婦の仏事、さらには恵美寿会という組織の補助費などにあてた。

恵美寿会とは、「当町内の人々懇親を全うせんが為に結ばれたるものにて、当町内一切の出来事は本会によりて方針を定むるを例とす⁽¹⁷⁾」という組織である。呉服町は明治5年の町域再編によって伏見町四丁目と同五丁目に分割されたが、その後も再編前の呉服町の区域にもとづく住民結合が存続したということになる。

このように、墨屋の旧家屋敷という町有財産は、呉服町の家持同士の住民結合である恵美寿会の基盤となっていたわけだが、昭和25年4月8日に隣接する土地を所有する高島株式会社に売却された⁽¹⁸⁾。おそらく恵美寿会も、この時点で解散したものと推測される。

以上、家持同士の結合の紐帯として機能した町有財産の問題を述べてきたわけだが、町有財産の問題としてもう一つ触れておきたいのは、町有財産と町総代との関係である。

高岡は、町ごとに設置されていた戸長役場が明治17年（1884）に廃止され、戸長役場の設置区域が広域化されたのを機に町総代が創設されたとみている。しかし、高岡が触れていない大阪や東京の町総代の歴史を振り返ると、もう少し早い時期に起源を求めべきであると考えられる。両都市では、明治9年に太政官布告「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」にもとづいて総代人制度が創設されており⁽¹⁹⁾、他地域でも同規則にもとづく総代人制度創設の痕跡が指摘されている⁽²⁰⁾。同規則は、小区または町村ごとに行われる金穀公借・共有物売買・土木事業の手続きを定めたもので、これらの事業の遂行には、戸長の押印に加え、不動産所有者の6割以上ないしはその総代の押印が必要であると

された。総代人は、東京では明治12年6月に、大阪では明治13年11月に、それぞれ廃止された⁽²¹⁾。

大阪では、総代人廃止前の明治12年に議会としての町会が開かれた際、議員選挙を行わずに、町総代人がそのまま議員となる町があった⁽²²⁾。この事例は、大阪の町総代人が、他都市の町総代と同様に、町の代表者という機能をすでに持っていたことを意味している。町総代の起源は、明治9年の太政官布告とそれに基づく町総代人制度にあると考えられるのではないだろうか。また、高岡の町総代論については、高岡が検討しなかった東京、大阪、京都の三都における総代人制度も視野に入れることによって、より普遍的なものに発展させることができるものとする。

以上のように町総代の起源を太政官布告にもとめることができるとすれば、彼らの行動や主張は、町有財産の管理者という、町内での彼らの地位に基づくものであったと理解すべきである。その意味で近世から受け継がれた町有財産が近代以降、町内の誰がどのように管理し、そしてそれらは最終的にどのように処分されたのかということが、町総代研究にとっても町研究にとっても重要なテーマとなってくると言えよう。

さて、これまで述べてきた町有財産のなかには、町会所の敷地・建物だけでなく、町有文書（会計帳簿など）が含まれる。町で第一次的に作成・管理された町内の土地台帳である水帳も町有財産の一部である。本稿では近代以降の水帳の伝来のあり方についても検討することになるが、それは町有財産の処分のされ方を検討するという意味を持っている。

2-4. 町の機能の問題

これまでの研究でも、町の機能について検討されてきたが、それらはもっぱら町規約などの規則上の変遷を追うものばかりで、機能の実態を具体的に明らかにしたものは少ない。私は、町規約類の「中核部分⁽²³⁾」とされる町による家屋敷取得規制の実態について、大阪の三つの地域・町を対象にして検討したことがある⁽²⁴⁾。近世都市では、例えばある町内で家屋敷が売りに出された場合、買い手はその町内の家持が優先される、契約には町の承認が必要である、といった町による規制があったことが知られている。このような規制が、明治14年（1881）頃まで存在していたことを、名望家文書、戸長文書、裁判資料の検討を通じて明らかにした。本稿では、対象地域を大阪市中全体に広げるとともに、町による水帳の帳切という行為がこのような町による家屋敷取得規制機能の一環であるとして、その行為がいつまでつづくのか、水帳原本を調べることによって明らかにしたい。

機能の問題にかかわって町規約の問題についても少し触れておきたい。近世社会においては、公権力を幕藩領主だけでなく町も含めた諸集団が分有しており、町は自律的な法、町法を持っていた。国家と社会が未分離な状態にあるこのような近世社会における町法と、近代の私的結合である町の規約や規則を同列に論じることはできないが、町規約の内容やその効力を検討することはやはり必要であるとする。しかしながら、近代の町の規約類を検討した研究は、大正期に入っても町が独自に詳細な規則を作る事例が豊富にみられる京都をのぞけば、それほど多くはない。大阪では、明治14年（1881）11月作成の大宝寺町東之丁の「町中申合規則書」を検討した塚田孝の研究⁽²⁵⁾があるくらいである。

町の規約類を検討するにあたって注意したいのは、規約が作成された時期である。近世以来の町が土地売買に対していかなる姿勢や意識を持っていたのかを明治期東京を対象にして検討した岩本葉子

は、明治23年に麴町十二丁目の町規が変更された外的要因として、前年の市制施行をあげる。「行政側からの町の位置づけが行われなくなったことで、町は内部規約の確認や改定行為を通じて自主的に組織の維持に努めなくてはならない状況が存在した⁽²⁶⁾」のだという。私はこの評価に同意したい。市制施行のような町が権利性を喪失するという意味で「危機」に直面した場合、それまでの町の「権利」を町が維持するために町の規約が作成されることがあると考えるからである。明治22年の市制施行時だけでなく、大宝寺町東之丁の「町中申合規則書」が作成された三新法期などもそのような時期と考えたい。近代以降、作成される町の規約類のなかには、町の危機に直面した家持たちが、従来の町法継続を確認するために作成したものが含まれると推測される。

そうであるとすれば、作成された町規約の実効性も問題にしなければならない。規約は、単に明治自治制に抵抗する家持たちの意思を示すだけで、空文にすぎない可能性があるからである。たとえば、大宝寺町東之丁の規則書第三条では、地所・建家を売却する際は、事前に町中に披露し、差し支えがないと確認した上で、「帳切」をするように規定している。この「帳切」を文字通り水帳面での帳切と理解すると、規則書が作成された明治14年11月時点でこの規定が実行されたか、はなはだ疑わしい。なぜなら、後述するように現存する大阪市中の水帳全249冊を調査した結果、最も遅くまで行われた帳切の時期が、規則書作成よりも前の明治14年2月であることを確認しているからである。規約の実効性を確認するためにも、家屋敷取得規制のような町の機能を具体的に検討することは必要なのである。

2-5. 議会としての町会の問題

大阪では、明治初年の市制改革の過程において、町組毎に設置された議事者や会議所という議会的要素を導入することによって、近世都市の基礎単位であり、かつ町人の団体たる町を解体して、町組というより広域的な都市行政単位を創出するという試みがなされたことが知られている⁽²⁷⁾。私見ではこの試みは、三新法期に大阪府が各町に町会結成を強制したことによって達成されたと考える。

明治11年7月22日公布の「地方三新法」(①郡区町村編制法、②府県会規則、③地方税規則)は、地方制度についての最初の統一的な法体系といわれている。三新法においては、町村レベルの議会は明文化されなかったが、禁止されたわけでもなかった。大阪府では、三新法が公布されると、明治12年6月3日に町村会規則を制定し、これを大阪市中の区役所に通達して、各町に町会結成を促した。同規則によると、町会とは町の公共に関する事件とその経費支出・徴収方法を議定する機関であり、議員は定数15人以下で、25歳以上男子で町に本籍を持つか、居住し、土地所有者であるものという資格要件があった。

しかし大阪府が町会結成を促しても、なかなか進まなかったようである。三新法期における町会結成の実態は資料がきわめて少なく、不明な点が多い。わずかにその間の事情を伝える『西区史』第一巻(1943年)によれば、同区内では、明治13年11月頃から翌14年にかけて、第一回の町会が各町で開会されたという。

大阪での町会結成過程での重要なポイントは二つある。第一は、西区内で町会開会がはじまる明治13年11月に大阪市中では町総代人制度が廃止されたことである。第二は、単独での町会経費負担を回避するために、個別町レベルではなく、連合町レベルでの町会結成を他町と連名で出願する町があったことである。

第一の町会開会と同時に町総代人が廃止されたという点は、「昔の町制と五人組との衰亡は明治二年から始まり、十三年十一月に至って一先づ（町の）名と姿とを消してしまひました⁽²⁸⁾」（括弧内は引用者の補足）と後に回想されるように、個別町、特に家持にとっては決定的であったようである。

第二の連合町レベルでの町会開会の動きは、大阪市中全体にみられる傾向であったと推測される。明治15年の大阪府統計書によれば、一町あたりの町会議員数の平均が、東区で1.23人、北区で1.92人、南区で9.7人、西区で「19.0」人（数値の誤りと推測される）とそれぞれなっており、町会議員が二人もいない、すなわち議会としての体をなしていない町があったことがわかる。おそらくこのような町々では、連合町レベルでの町会が開会されたと考えられる。つまり町会とは実質的には連合町会を意味していたのである。また、先に紹介した統計書の平均議員数の数値から、おそらく連合町会を構成する各町では、それぞれ一名ないし二名の町会議員を選出し、彼らを連合町会に町代表として参加させたのであろう。

要するに大阪府は個別町レベルの町会結成を促したにも関わらず、実質的には連合町レベルの町会が開催されたということになるわけだが、大阪府も個別町も、連合町（会）を町（会）と読み替えてその事態を受け入れたということになる。

※さて、近代大阪では在郷軍人会分会や青年団など各種の住民組織が小学校の学区単位に編成された。この点に注目した松下孝昭は、住民支配の仕組を構造的に理解するためには、小学校学区制度が重要であると指摘した⁽²⁹⁾。学区も連合町の一つであるが、松下が指摘するように住民支配の要として学区が機能しえた要因として、三新法期にこのような読み替えがなされたことも考慮する必要があるのではないだろうか。つまり、近代大阪の学区制度はもともとは近世以来の伝統的な町意識に支えられて、成立したという側面があると考えられるのである。以上の学区と町意識という問題については別途改めて考察してみたいと考えている。

以上の第一と第二の点を総合すると、大阪の個別町にとっての町会開会という事態は、都市行政における自治単位としての地位、主体性の剥奪と、広域的な都市行政の受け皿として浮上してくる連合町を構成する一区画への転落を意味すると言えよう。

以上述べてきた、大阪における町会開会の詳細な検討は別に行いたいと考えるが、本稿の課題との関係でいうと、この町会の開会時期、すなわち明治12年から13年という時期が、実は多くの水帳で帳切が終了する時期と重なるという点が重要である。この事実は偶然ではないと考える。このことの持っている意味についても本稿の最後に触れたい。

3. 大阪市立中央図書館所蔵の安政水帳について

3-1. 伝来による区分

大阪市教育委員会の調査によれば、大阪市立中央図書館所蔵の水帳は、その伝来によって、以下の五つのグループに区分されている⁽³⁰⁾。

- ①グループ。戦前の『大阪市史』編纂事業の一環として収集されたもので、具体的には寺島家文書と小林家文書に含まれる水帳である（48点）。
- ②グループ。戦前的大阪市民博物館からの経由で最終的に図書館所蔵となったもので、6点ある。このうち、立売堀古金町の水帳5点は「稿本」氏という個人から博物館へ寄贈されたものであるという。
- ③グループ。1966～72年にかけて南区役所から図書館に移管されたもので、16点ある。
- ④グループ。1966～68年にかけて図書館所蔵となったが、旧蔵先は不明とされるもので、145点ある。
- ⑤グループ。1969年以降に図書館所蔵となったもので4点ある。南区役所蔵であった元禄7年（1694）の長堀次郎兵衛町水帳以外の3点は、旧蔵先不明とされている。

3-2. グループごとの帳切最終時期

各グループの安政水帳において、いつまで帳切が続いたのかを示したのが、表1である。

- ①グループの安政水帳はすべて寺島家文書⁽³¹⁾であるが、その多くが慶応年間で終わっている。明治期に帳切が行われた水帳もあるが、それでも明治2年で終了と他グループよりも早く帳切が終了する点の特徴である。
- ②グループの安政水帳は二点あるが、それぞれの最終帳切年は明治6年と明治11年である。
- ③グループには、安政水帳はない。
- ④グループについては、後で詳しく検討したい。
- ⑤グループの二点の安政水帳は、いずれも明治6年で帳切が終了している。
- ①グループの帳切が他グループより早期に終了するのは、おそらく寺島家伝来であることに由来すると推測されるが、はっきりしたことはわからない。また、明治6年で終了するものが②と⑤グループにみられるが、これはおそらく明治7年に新水帳が作成されたことにともない、帳切作業が新水帳に引き継がれたものと推測される。

3-3. ④グループと「町組貼り紙」

このグループの安政水帳には、図1の今橋壺丁目水帳のように、表紙左上に「東ぬ三」といった貼り紙があるものがある。これは、戸籍法（明治4年4月制定）による戸籍編成の原則にもとづいて、明治4年5月に大阪市中で編成された行政区画を示している。この時、それまでの東西南北の各大組内にあった町組編成が改正され、各大組内を、まずいろは別の組に分け、さらにその組内の数町を合わせて一番・二番・三番などの番数をつけることになった。今橋壺丁目水帳の「東ぬ三」という貼り紙は、同町が東大組ぬ組三番に所属することを示すものである。この「町組貼り紙」の有無で④グループの水帳を、「町組貼り紙」が有るものをa)タイプ、無いものをb)タイプと区分すると、最終帳切の時期に差異があることがわかる。

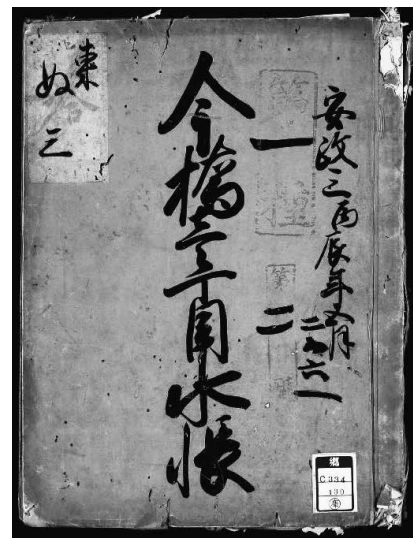


図1 町組貼り紙のある水帳

まず、a)タイプの水帳は全部で102点あり、明治12年3月29日で帳切が終了する本鞆町を除けば、

表1 大阪市立中央図書館所蔵の水帳と最終帳切時期

①グループ				④グループ・a)タイプの続き				
町名	年(明治)	月(日)	町名	年(明治)	月(日)			
1 道頓堀吉左衛門町	慶応3	3	55 玉造拐屋町	6	8			
2 道頓堀吉左衛門町浜納屋	—	—	56 玉造柏木町	6	9			
3 道頓堀久左衛門町	慶応4	3	57 玉造紀伊国町	6	10			
4 道頓堀久左衛門町浜納屋	慶応3	9/28	58 玉造国分町	6	8			
5 道頓堀九郎右衛門町	慶応3	10	59 玉造半入町	6	8			
6 道頓堀九郎右衛門町浜納屋	慶応3	5/24	60 津村中之町	11	11			
7 道頓堀宗右衛門町	慶応3	9	61 津村西之町	11	4			
8 道頓堀宗右衛門町浜納屋	文久3	4/19	62 津村東之町	11	11			
9 道頓堀布袋町	慶応2	9	63 津村南之町	12	1			
10 道頓堀湊町	慶応3	9	64 釣鐘上之町	12	1			
11 道頓堀湊町浜納屋	—	—	65 釣鐘町	12	1			
12 道頓堀立慶町	慶応4	2	66 伝馬町	11	12			
13 道頓堀立慶町浜納屋	—	—	67 常盤町壹丁目	12	1			
14 南瓦屋町	2	8	68 常盤町三丁目	11	6			
15 南瓦屋町浜納屋	元	9/19	69 常盤町四丁目	11	10?			
			70 徳井町	11	12			
②グループ				71 道修町四丁目	11	6		
町名	年(明治)	月(日)	72 中船場町	11	7			
1 立売堀古金町	6	8	73 錦町壹丁目	9	11			
2 釣鐘町二丁目	11	5	74 錦町貳丁目	10	5			
④グループ・a)タイプ				75 西笹町	11	12		
町名	年(明治)	月(日)	76 農人橋壹丁目	12	2/24			
1 安土町三丁目	11	10	77 農人橋詰町	12	2/6			
2 尼崎町壹丁目	11	4	78 浜町	11	10			
3 尼崎町貳丁目	11	12	79 博労町	11	11			
4 淡路町切丁	11	9	80 平野町貳丁目	12	2/24			
5 和泉町	12	1	81 伏見両替町貳丁目	12	2/21			
6 茨木町	12	2/1	82 伏見両替町四丁目	11	5			
7 今橋町丁目	12	1	83 伏見町	12	1			
8 上本町三丁目	11	5	84 船越町壹丁目	11	6			
9 内淡路町壹丁目	11	7	85 古手町	11	5			
10 内淡路町貳丁目	11	10	86 本鞆町	12	3/29			
11 内淡路町三丁目	11	9	87 本町三丁目	11	10			
12 内平野町	11	2	88 本町五丁目	11	12			
13 内骨屋町	11	10	89 松江町	11	12			
14 内本町上三丁目	12	2/—	90 大豆葉町	10	12			
15 内本町橋詰丁	11	2	91 御堂前町	12	1			
16 内両替町	12	2/6	92 南草屋町	11	5			
17 江戸町	12	1	93 南久太郎町三丁目	10	12			
18 大川町	11	10	94 南久太郎町五丁目	11	4			
19 大津町	11	5	95 南久太郎町六丁目	12	2/5			
20 折屋町	11	2	96 南久宝寺町壹丁目	11	4			
21 過書町	12	1	97 南久宝寺町三丁目	11	8			
22 梶木町	11	10	98 南久宝寺町四丁目	11	12			
23 金沢町	11	6	99 南農人町壹丁目	12	2/15			
24 金田町	12	1	100 南農人町貳丁目	12	2/17			
25 上難波町	12	1	101 南渡辺町	12	1			
26 唐物町壹丁目	12	1	102 与左衛門町	11	8			
27 唐物町貳丁目上半	12	2/10	④グループ・b)タイプ					
28 唐物町貳丁目下半	12	2/8	町名	年(明治)	月(日)			
29 唐物町三丁目下半	12	1	1 今橋町貳丁目	11	3/5			
30 唐物町四丁目	12	1	2 今橋町丁目	11	11/15			
31 北草屋町壹丁目	11	12	3 亀井町	12	8?			
32 北久太郎町貳丁目	10	12	4 北浜町丁目	11	10/—			
33 北久太郎町四丁目	11	11	5 北浜式丁目	11	10			
34 北久宝寺町壹丁目	11	11	6 京橋式丁目	12	9			
35 北久宝寺町貳丁目	12	2/10	7 高麗橋三丁目	11	10?			
36 北久宝寺町三丁目	11	12	8 石町	12	4			
37 北久宝寺町五丁目	11	12	9 七郎右衛門町壹丁目	13	4			
38 北新町壹丁目	11	2	10 嶋町壹丁目	11	11			
39 北新町貳丁目	9	8	11 錫屋町	10	11			
40 北新町三丁目	11	9	12 谷町式丁目	12	8/14			
41 北谷町	12	2/24	13 道修町式丁目	13	6			
42 北鍋屋町	11	8	14 道修町三丁目	12	9/—			
43 北浜町丁目	12	2/—	15 道修町四丁目	13	2			
44 北渡辺町	11	11	16 東横堀川上之口新築地	10	12			
45 高麗橋三丁目	11	11	17 平野町壹丁目	12	4/9			
46 粉川町	12	2/24	18 平野町貳丁目	13	3/15			
47 石町	12	1	19 伏見町	13	2/—			
48 三郎右衛門町	11	12	20 古手町	13	5			
49 嶋町壹丁目	11	11	21 南久宝寺町貳丁目	11	7			
50 聚楽町	10	12	22 竜藏寺町	12	2/20			
51 鈴木町	12	2/21	⑤グループ					
52 谷町壹丁目	10	4	町名	年(明治)	月			
53 谷町貳丁目	11	11	1 順慶町五丁目	6	10			
54 谷町三丁目	10	1	2 順慶町五丁目	6	10			

明治12年2月までに帳切作業が終了していることがわかる。町名に玉造を冠した5町はすべて明治6年に帳切が終了しているが、これらの町々は明治になると農村化した結果、同年に西玉造村の一部に編入されたことによって、水帳による帳切は終了したものと推測される。

次に、b)タイプの水帳は、a)タイプよりも数は少なく、全部で22点ある。帳切の最終時期は、明治12年3月以降のものが12点と過半を占めているのが特徴で、このタイプの水帳で最後まで帳切がおこなわれたのは、道修町二丁目の明治13年6月であった。また、a)タイプの水帳と同じ町の水帳が9点あるが、そのうち6点はa)タイプよりもあとの時期まで帳切がおこなわれていた。

つまり、両タイプの水帳で帳切の時期に差異があり、a)よりもb)タイプの方が、帳切が後の時期までおこなわれるという傾向を持っていた。この違いは何を意味するのであろうか。

3-4. 公文書としての水帳

この点を考える前に、まず④グループの水帳群の性格を検討しておきたい。近代における④グループ水帳群の伝来の問題である。この問題を考える上で重要な点は以下の三点である。

第一は、④グループの水帳には、その表紙に「第一種／保存永久年／至昭和 年」といった印や「第一種」という朱書のあるものが存在するという点である（図2）。これは、大阪市役所文書整理規程（明治36年制定）の第11条「完結文書ハ左ノ種別ニ依リ之ヲ保存ス。第一種 無期」という規程に対応するものであろう⁽³²⁾。

第二は、④グループの水帳が旧東区内の町のものであることである。

第三は、④グループの水帳の中には、背表紙がつけられ、そこに「税務係」という印が押されているものが存在するという点である（図3・図4）。

以上の点から、④グループの文書は、少なくとも昭和期には市公文書として扱われ、しかも東区役所税務係が管理していた時期があると考えてよいであろう。

さらに、③グループの水帳が南区役所からの移管であることや、昭和戦前期に水帳を南区役所が所蔵していた事実もあわせて考えると、近代における水帳の代表的な所蔵先として区役所を想定する必要があるということがわかる。つまり、こ



図2 「第一種」印などがある水帳

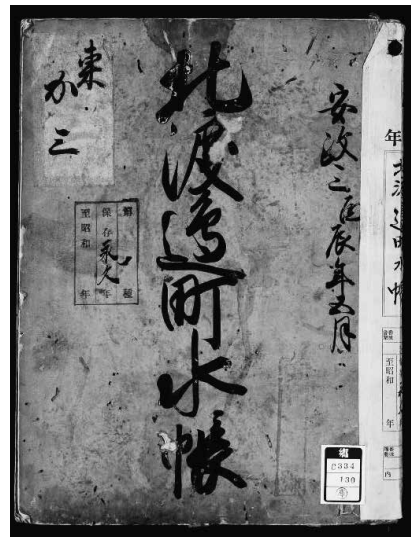


図3 背表紙のある水帳



図4 「税務係」印のある水帳

いうことである。近代のある時点から、大阪市中の東西南北の区役所が租税負担者や負担額を確認する参考資料などとして使用するために、水帳群を公文書として所蔵・保存していた。しかし、それらが戦後のある時点で不要と判断されたものの、「保存永久」の公文書に指定されているがゆえに、その一部が段階的に大阪市の施設である大阪市立中央図書館に移管されたということである。

3-5. 区役所の開庁と水帳の「移管」

それでは、水帳群が区役所蔵となる前は、どこが所蔵していたのか。いつ、区役所に所蔵が移ったのか。そして、所蔵が移動した事情はいかなるものだったのか。

幸田成友は、明治初期における水帳の保管について「水帳は一部を府庁内大年寄詰所に、副本を町会所に保管し、売買譲与ある毎に貼紙をなして所有者を加筆修正す⁽³³⁾」と記している。先に述べたように、近世段階においては、水帳は三者（町、町奉行所、惣会所）でそれぞれ管理されていた。幸田の記述を踏まえると、このうち町の水帳は明治に入っても町（町会所）が管理していたと考えるのが自然であろう。町奉行所管理の水帳については、大阪府庁に移管されたのではないだろうか。そして、明治2年に大坂三郷廃止とともに設定された東西南北の四大組という行政区画が、三新法期に東西南北の区となっていくことから、各大組の大年寄詰所に保管されていた水帳、即ち府庁内の水帳が最終的に区役所が管理することになったものと推測しておきたい。

それでは、府庁内にあった水帳がいつ区役所の管理下に入ったのか。先にa)タイプの水帳類の帳切が、ほぼ明治12年2月までに終了するということを指摘したが、これは三新法公布にともない大阪市中で区役所が同年3月1日に開庁することと関係すると考える。つまり、3月の区役所開庁に間に合うように、不動産の所有名義を整理しておく必要があり、帳切が全市的に実施されたと考えられるのである。そのことは、最終帳切の日付からも指摘できる。明治12年2月に帳切が終了する水帳に限定すると、ある特定の日付に帳切が終了していることがわかる。たとえば2月10日と2月21日である。前者は、大阪府内で大区小区制が廃止された日であり、後者は連合町レベルの行政区画である分画が設置された日である。これらの日付は、三新法公布に伴う地方行政の変革にあわせて、全市的に帳切がおこなわれていたことを示している。そして区役所開庁に合わせて、府庁内の水帳は区役所に移管され、それ以後、戦後まで水帳は区役所が所蔵していたと推測される。

府庁の水帳の移管を以上のように理解することができるとすれば、町の水帳はどうなったのか。あらためて、a)タイプとb)タイプの差異と関わらせて、考えてみたい。

a)タイプのほとんどの水帳が、明治12年3月の区役所開庁までに帳切が終了しているという事実から、おそらくa)タイプはもともと大阪府庁内で保管されていたが、区役所開庁と同時に区役所に移管されたものと推測される。そして戦後まで区役所で所蔵されたものなのであろう。

b)タイプの水帳については、もともと町が管理していた水帳で、それが何らかの事情で区役所に移管されたものと考えておきたい。このタイプの水帳は、区役所開庁後も帳切が行われていたものが過半を占めており、道修町二丁目の明治13年6月が最終であった。おそらく、区役所開庁後も町が水帳を管理し、帳切をおこなっていたが、明治13年6月ごろまでにそれも終了し、しばらくして各町から区役所に移管されたのではないだろうか。

4. 大阪大学所蔵の安政水帳の帳切について

現在、大阪大学大学院経済学研究科経済史・経営史資料室が所蔵している水帳の大半は故宮本又次が収集したものであるが、個人寄贈のものも一部ある⁽³⁴⁾。宮本収集の水帳はすべて旧東区内の町の水帳であり、また一部の水帳には、大阪市立中央図書館蔵の水帳同様に、その表紙に「保存永久年」印など公文書の痕跡が認められることから（図5）、おそらくはこれらの水帳は元々は東区役所が所蔵していたと推測される。それに対して個人寄贈の水帳は、もともとは町有文書であったものが、詳しい経緯は不明なもの個人所蔵に切り替わったものであろう。

大阪大学所蔵の水帳にも表紙に「町組貼り紙」が貼られているものがあるので、その有無で区分すると、最終帳切時期については、大阪市立中央図書館蔵水帳と同様の傾向が確認できる。表2を参照されたい。

すなわち、貼り紙のあるa)タイプは63点あり、中央図書館と同様に、明治13年のものも含む6点を除いて、すべて明治12年2月までに帳切が終了している。明治12年3月の区役所開庁が最終帳切の時期に大きな影響を与えていることがここでも確認できる。

それに対して、b)タイプのもは、12点あるが、最終帳切は1点をのぞいてすべて明治12年2月以降であり、そのうち明治14年2月まで行われていたものが1点あった。図6の釣鐘町水帳である。これが、私が調査した水帳のなかで最終帳切がもっとも新しい水帳である。

大阪大学所蔵水帳でもう一つ注目すべきなのは、区役所移管前の所蔵先が判明するものが存在することである。これも釣鐘町水帳である（図6）。表紙の左下に「東十一区

会議處」という貼り紙があり、東大組十一区会議所に保管されていたことを示している。区会議所とは、大組内に設定された連合町（=区）レベルの会議所で、明治5年4月8日に設置されたものである。重要な点は、この区会議所が設置された代わりに、町会所が廃止されたことである。釣鐘町の水帳は町組貼り紙がなくb)タイプである。したがって、もともと町が町会所で管理していた水帳と考えられるが、明治5年4月8日の区会議所設置・町会所廃止にともない、区会議所に移管され、何らかの事情で帳切が最後に行われた明治14年2月以降に区役所に移管されたものと推測される。

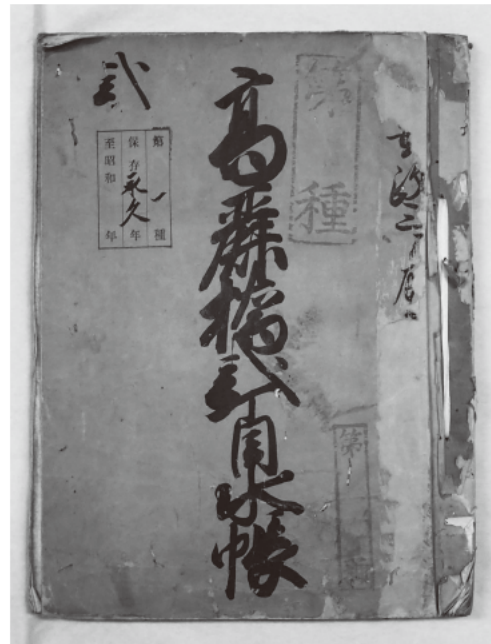


図5 公文書の痕跡がある水帳

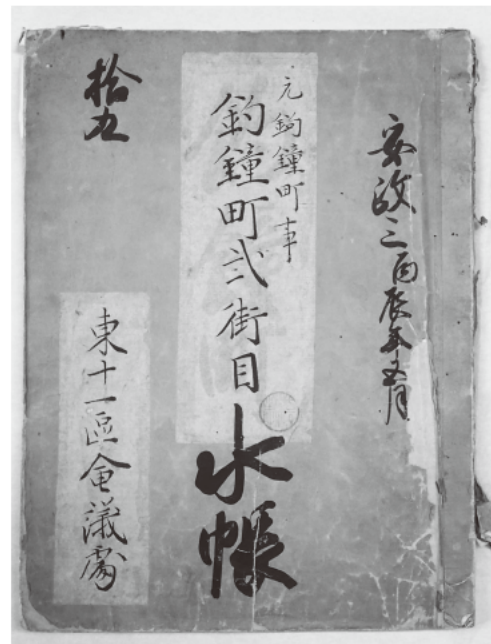


図6 釣鐘町水帳

表2 大阪大学所蔵の水帳と最終帳切時期

a)タイプ				(a)タイプの続き			
	町名	年(明治)	月日		町名	年(明治)	月日
1	内平野町二丁目	11	9/ー	40	玉造八尾町	6	8/22
2	内本町太郎左衛門町	11	3/ー	41	玉造大和橋町	6	8/22
3	内本町二丁目	11	8/ー	42	津村北町	11	11/26
4	近江町	12	2/7	43	道修町壺丁目	12	11/ー
5	追手町	11	11/ー	44	道修町式丁目	12	3/25
6	大川町	13	4/9	45	道修町三丁目	12	2/ー
7	大沢町	10	9/ー	46	道修町五丁目	11	9/ー
8	上堺町	12	1/13	47	西下宿請所	9	4/23
9	亀井町	13	1/ー	48	農人橋式丁目	11	12/21
10	亀山町	10	12/ー	49	平野町壺丁目	13	11/4
11	唐物町三丁目上半	12	2/ー	50	平野町三丁目	12	2/ー
12	神崎町	12	1/ー	51	藤森町	11	5/11
13	北葎屋町式丁目	12	2/4	52	船越町	12	2/4
14	北久太郎町壺丁目	12	1/23	53	豊後町	11	9/ー
15	北久太郎町三丁目	12	2/5	54	本町四丁目	11	12/ー
16	北久宝寺町四丁目	11	12/17	55	松尾町	11	7/ー
17	北浜式丁目	12	2/17	56	南久太郎町式丁目	11	10/11
18	京橋式丁目	11	7/4	57	南新町壺丁目	12	2/ー
19	京橋三丁目	10	10/ー	58	南新町三丁目	11	11/ー
20	京橋四丁目	11	3/6	59	南谷町	12	2/24
21	京橋五丁目	12	1/16	60	南鍋屋町	12	1/19
22	具足屋町	12	1/ー	61	南本町四丁目	11	12/ー
23	源左衛門町	10	11/27	62	本天満町	12	3/31
24	高麗橋式丁目	11	11/7	63	鑓屋町	11	4/ー
25	高麗橋三丁目	6	11/ー				
26	石町	12	2/5	b)タイプ			
27	呉服町	12	2/ー		町名	年(明治)	月日
28	四軒町	12	1/14	1	尼崎町壺丁目	13	3/22
29	七郎右衛門町壺丁目	11	12/26	2	尼崎町式丁目	13	4/1
30	七郎右衛門町式丁目	11	11/ー	3	今橋壺丁目	12	9/24
31	嶋町式丁目	12	2/1	4	梶木町	13	1/29
32	浄覚町	11	8/ー	5	北浜壺丁目	13	5/7
33	上人町	12	2/8	6	京橋三丁目?	12	3/27
34	住吉屋町	12	1/ー	7	高麗橋式丁目	12	12/ー
35	駿河町	10	4/ー	8	善左衛門町	12	12/ー
36	谷町壺丁目	12	5/ー	9	釣鐘上之町	12	1/31
37	玉造越中町二丁目	6	11/22	10	釣鐘町	14	2/15
38	玉造西伊勢町	6	8/28	11	道修町壺丁目	12	5/28
39	玉造丸葉町	6	8/28	12	大豆葉町	12	10/18

5. 大阪商業大学所蔵の水帳の帳切について

故佐古慶三が収集した水帳類は、現在、大阪商業大学商業史博物館が所蔵している。この水帳群で特徴的なのは、すでに述べたように旧南区内の町の水帳が多いこと、そして明治7年の新水帳が含まれていることである。

佐古旧蔵の安政水帳と新水帳（全20点）と、それぞれの最終帳切時期をまとめたのが、表3である。帳切の最終時期については、これまでの結果とほぼ同じ傾向がみられる。すなわち、a)タイプの水帳（3点）は明治12年2月までに帳切は終了し、b)タイプの水帳（10点）も1点をのぞいてすべて明治12年2月までに終了するものの、明治12年8月までのものが1点だけある。新水帳（7点）については、明治12年3月以降も帳切が確認される水帳が4点と過半を占めるが、それでも帳切はすべて明治12年中に終了している。

表3 大阪商業大学所蔵の水帳と最終帳切時期

	表 題	(明治)年	月日	タイプ
1	難波新地壱丁目水帳	9	6月	a
2	難波新地貳丁目水帳	6	2/22	a
3	難波新地三丁目水帳	11	4/12	a
4	立売堀阿波橋町水帳	7	12/26	b
5	浜納屋地坪数帳[立売堀南側西之丁]	3	4/4	b
6	道頓堀御前町水帳	6	10/19	b
7	道頓堀吉左衛門町水帳	11	2/12	b
8	道頓堀九郎右衛門町水帳	11	2/3	b
9	順慶町五丁目水帳	12	8/1	b
10	道頓堀宗右衛門町水帳	6	10/13	b
11	初瀬町水帳	6	10/13	b
12	道頓堀布袋町水帳	6	4/25	b
13	道頓堀立慶町水帳	6	9月	b
14	南大組第八区久左衛門町水帳	12	3/29	新
15	南大組第十四区九郎右衛門町水帳	12	8/30	新
16	地所持主人名録[宗右衛門町]	12	1/14	新
17	南大組第十四区西坂町水帳	12	9月	新
18	南大組第十四区道頓堀西櫓町水帳	12	5月	新
19	[東坂町地所持主人名録]	11	8/30	新
20	[東櫓町地所持主人名録]	11	12/24	新

また、明治6年に帳切が終了しているものが全部で6点ある。これらは新水帳に帳切が引き継がれたものと推測される。その引き継ぎのされ方を確認しておこう。

安政水帳と新水帳の両方があるのは、道頓堀九郎右衛門町、道頓堀宗右衛門町、吉左衛門町・立慶町（西櫓町）、立慶町（東櫓町）の四例である。

九郎右衛門町の場合、新水帳作成後も安政水帳は帳切がなされている。逆に宗右衛門町の場合は、新水帳が作成されると、安政水帳の帳切は終了している。

明治5年の大規模な町域の再編によって、吉左衛門町と立慶町の町域の一部によって西櫓町が成立し、同じく立慶町の町域の一部から東櫓町が成立する。吉左衛門町の安政水帳は、新水帳作成後も帳切は継続しているのに対し、立慶町の安政水帳は逆に新水帳が作成されると、帳切は行われなくなる。つまり、全ての町が新水帳作成によって帳切を引き継いだわけではなく、その対応は町によって異なっていたということがわかる。ここで注意したいのは、この「町によって」異なるといった場合、この町とは明治5年の町域再編によって編制された新町ではなくて、近世段階の旧町を指しているということである。表4を参照してほしい。

表4 安政水帳と新水帳の継承関係

安政水帳家持	継承関係(帳切時期)	新水帳家持
池田屋重兵衛	→	下野重兵衛
尼野吉良兵衛	→	天野吉良兵衛
小枝幸三郎	→	東 櫓 町 小枝幸三郎
天満屋六治郎	→	福田六次郎
立 土井庄次郎	→	土井庄次郎
慶 伊勢屋清兵衛	→	吉川清兵衛
町 和泉屋太兵衛	→	岡太兵衛
境屋久治郎	→	杉山久次郎
国分屋佐兵衛	→	米田佐兵衛
北村六良	→	北村六郎
木谷九良助	→	木谷九良助
中川佐七	←(明治12年2/12)	永岡正兵衛
垂水卯兵衛	←明治9年4月	西 櫓 町 湊伊兵衛
湊屋伊兵衛		湊伊兵衛
前田俊一	←明治8年9月	安達新三郎
井上嘉七		井上嘉七
中村屋藤次郎		中村藤次郎
参河屋妻吉		三川妻吉
山城屋万助		飯井万助

当該町における安政水帳での家持の名前と新水帳での家持の名前を対照したものである。たとえば、西櫓町の新水帳をみればわかるように、同じ町内でも新水帳に帳切がそのまま引き継がれている旧立慶町部分と、新水帳後も安政水帳に帳切がなされている旧吉左衛門町部分があるということがわかる。これは新町レベルではなくて旧町レベルで新水帳への帳切引き継ぎへの対応に差があったことを示しており、さらに言えば、町域の再編が行われた後も近世段階の旧町レベルの家持結合が残存していたことを示唆している。そのような意味で佐古文書に残る新水帳はこの時期の町の過渡的な段階⁽³⁵⁾を示す史料と言えよう。

6. 大阪府立中之島図書館所蔵の水帳について

本稿の最後に、大阪府立中之島図書館所蔵の水帳についても検討しておきたい。表5を参照された

い。図書館所蔵の水帳をまとめたものである。総数わずか11点であるが、これまで検討してきた三つの機関が所蔵していた水帳群と比較すると、以下のような特徴をあげることができる。

表5 大阪府立中之島図書館所蔵の水帳と最終帳切時期

	町名	年(明治)	月/日	タイプ	図書館受入印日付
1	鍛冶屋町壺丁目	6	8/—	a	昭和40年5月25日
2	立売堀北側式丁目	8	1/—	b	大正9年9月4日
3	立売堀北側式丁目	6	3/—	b	大正9年9月4日
4	道修町三丁目	6	4/28	b	大正10年4月6日
5	農人橋式丁目	13	11/—	b	大正8年7月16日
6	本町壺丁目	慶応2	11/28	b	大正6年8月16日
7	御池通式丁目	5	11/—	b	大正6年8月16日
8	御池通三丁目	—	—	b	大正6年8月16日
9	南笠屋町	6	10/24	b	大正7年9月28日
10	南久太郎町六丁目	5	3/19	b	昭和19年3月15日
11	吉野屋町	—	—	b	大正6年8月16日

第一に最終帳切の時期に注目すると、これまでの結論と同様の傾向が確認できる。もっとも最後まで帳切がなされたのは農人橋二丁目水帳で、その時期は明治13年11月であった。また、帳切の貼り紙がはがされ、帳切時期が確認できない水帳が二冊あるものの、大半の水帳は明治6年までに帳切が終了しており、新水帳への帳切引き継ぎが予想される。

第二は、これまでの水帳群と違い、町組貼り紙がないb)タイプの水帳、おそらく元々は町が持っていた水帳が圧倒的に多いということである。a)タイプの水帳は、「南へ組三番」の貼り紙がある鍛冶屋町壺丁目水帳のみである。

第三は、水帳の図書館への受入時期が判明することである。それを示す図書館受入印の日付に着目すると、a)タイプの鍛冶屋町壺丁目水帳をのぞけば全て昭和戦前までに受け入れられており、しかも南久太郎町六丁目水帳一冊をのぞけば全てが大正期の受け入れであることがわかる。これらの水帳の受入年月日は何を示しているのであろうか。詳細は不明だが、水帳を含めた町有財産・文書の管理のあり方に変化が生じた可能性がある。また、a)タイプの鍛冶屋町壺丁目水帳の受入年が昭和40年(1965)というのも興味深い。大阪市立中央図書館蔵水帳のうち、③グループや④グループの水帳、すなわち区役所旧蔵の水帳が受け入れられるのが1966年以降とされるからである。おそらく、この鍛冶屋町壺丁目水帳も旧東区役所所蔵の水帳だったのではないだろうか。

以上を要するに、大阪府立図書館所蔵水帳の大半は、大阪市立中央図書館蔵の水帳群などと違い、元々は町が個々に管理・保管していた水帳から構成されており、その受入の経緯や時期についてもそれぞれ異なる事情を持っていたということになる。

おわりに

以上、四つの機関で所蔵されている水帳における帳切の最終時期を確認するとともに、近代以降の

伝来過程についても仮説を交えて考察してきた。その結論をまとめておきたい。

大半の水帳の帳切は明治12年2月までに終了しており、これは同年3月の区役所開庁と関係していることを指摘した。また水帳が区役所公文書として保管されていた事実も確認し、おそらく水帳が区役所に移管された時期は区役所開庁の明治12年3月であるとも推測した。

数は少ないながら、明治12年2月以降も帳切が行われていた水帳が存在するが、それでも帳切実施が確認できるのは明治14年2月までである。この時期は、町にとっては町会開催を府から強制されるとともに、町の代表者たる町総代人が廃止され、地方制度における町の公的地位・主体性が剥奪されていく時期にあたる。明治13年7月に廃止された分画町が復活するのは、明治14年8月のことであった。これにより大阪市中の個別町は分画町の一区画としての地位に転落し、昭和18年(1943)に町内会が市制条文中に位置づけられるまで、地方制度の枠外の存在であり続けた。

本稿で確認した水帳帳切の最終時期は、このような町の地方制度上の地位の転落と平行して、身分的共同体たる町の家屋敷取得規制という機能が喪失されたことを示している。同じく水帳が区役所へ公文書として移管されたという事実は、町の地位の転落と平行して町の機能の一部が区役所(官)によって「剥奪」・吸収されたことを示していると言えよう。

[付記1] 本稿は、JSPS科研費26580130の助成を受けたものである。

[付記2] 本稿脱稿後、大阪市公文書館に天満三丁目の安政水帳(配架番号6675)が所蔵されていることを確認した。公文書としての種別や所管課名を示す貼り紙が二つ貼られているため、a)・b)どちらのタイプの水帳か判明しないが、二つの貼り紙の満期年代は明治と大正であり、この水帳が明治期以降、公文書として取り扱われていたことを示している。天満三丁目水帳の存在は、明治12年3月の区役所開庁とともに、水帳が公文書として区役所に移管されたという本稿が提示した仮説を補強するものと考えられる。なお、この水帳の最終帳切時期は明治11年10月である。

註

- (1) 塚田孝『歴史のなかの大坂－都市に生きた人たち－』(岩波書店、2002年)、119～121頁。
- (2) 塚田孝「近世大坂の開発と社会＝空間構造－道頓堀周辺を対象に－」(『市大日本史』19、2016年)、77頁。
- (3) 佐賀朝「明治前期の「町村」－西成郡難波村の土地所有構造－」(広川禎秀編『近代大阪の地域と社会変動』部落問題研究所、2009年)、92頁。
- (4) 塚田前掲書、112～113頁。
- (5) 大沢儀三郎『鰻谷中之町の今昔－皇紀二千六百年記念－』(鰻谷中之町々会、1942年)、211頁。
- (6) 仲田憲弘「大坂水帳所在目録」(『大阪府立図書館紀要』第2号、1966年)。
- (7) 前掲『鰻谷中之町の今昔』、28・29頁。
- (8) 代表的なものとしては、奥田以在「近代京都「町」における家持自治の転換」(『社会科学』76号、2006年)、小林丈広「近代京都の町式目をめぐって－天神山町の場合－」(『社会科学』79号、2007年)、藤井正太「近代京都の町共同体に関する基礎的考察－西陣・妙蓮寺前町を素材に－」(『部落問題研究』191、2009年)などがある。東京については、大岡聡「東京の都市空間と民衆生活－十九世紀末～二十世紀初頭の「町」住民組織－」(中野隆生編『都市空間と民衆 日本とフランス』山川出版社、2006年)などがあり、大阪については、原田

敬一「戦前期町内会の歴史－大阪市の場合－」（『ヘスティアとクリオ』1、2005年）の研究ノートのものが発表された後、塚田孝「近代大阪への展開をみる一視点」（同『都市社会史の視点と構想－法・社会・文化－』清文堂、2015年に収録。初出は2009年）やそれをうけた飯田直樹「明治前期大阪における家屋敷売買と町による規制」（『大阪歴史博物館研究紀要』第13号、2015年）や北嶋奈緒子「明治期大阪の有志的町内団体－内安堂寺町二丁目を事例として－」（井上徹・仁木宏・松浦恆雄編『東アジアの都市構造と集団性』清文堂、2016年）などが出てきたというのが現状である。

- (9) 高岡裕之「町総代制度論－近代町内会研究の再検討－」（『年報都市史研究』3、1995年）。
- (10) 高岡前掲論文、123頁。
- (11) 伊藤久志『近代日本の都市社会集団』（雄山閣、2016年）。
- (12) 吉田伸之『伝統都市・江戸』（東京大学出版会、2012年。初出は2001年）、43頁。
- (13) 高岡前掲論文、118頁。
- (14) 名武なつ紀『都市の展開と土地所有－明治維新から高度成長期までの大阪都心－』（日本経済評論社、2007年）。
- (15) 高麗橋旧二丁目編集・発行『鈴鹿の遺音』（1916年）。
- (16) 伊藤前掲書、131・158頁。
- (17) 恵美寿会編集・発行『温古』（1915年）。
- (18) 大阪法務局所蔵の旧土地台帳による。
- (19) 前掲『鰻谷中之町の今昔』、284頁、池田真歩「大区小区制下の東京における町・小区の「総代」－各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則に基づく総代人制度の運用実態－」（『年報 首都圏史研究』2、2012年）、57頁。
- (20) 伊藤前掲書、48・61頁。
- (21) 前掲『鰻谷中之町の今昔』、287頁、池田前掲論文、64頁。
- (22) 『明治十二年三月大阪府下創設町会開設旧記』（大阪大学大学院経済学研究科経済史・経営史資料室所蔵）。
- (23) 塚田前掲論文「近代大阪への展開をみる一視点」、318頁。
- (24) 飯田直樹「明治前期大阪における家屋敷売買と町による規制」（『大阪歴史博物館研究紀要』第13号、2015年）。
- (25) 塚田前掲論文「近代大阪への展開をみる一視点」。
- (26) 岩本葉子「明治期東京の町と土地売買－麹町十二丁目を中心に－」（都市史学会編『都市史研究』3、2016年）、17頁。
- (27) 塚田前掲書、192～199頁。
- (28) 前掲『鰻谷中之町の今昔』、118頁。
- (29) 松下孝昭「大阪市学区廃止問題の展開－近代都市史研究の一視点として－」（『日本史研究』291、1986年）。
- (30) 『平成26年度大阪市文化財保護審議会調書』（大阪市教育委員会、2014年）。
- (31) 寺島家および同文書については、大阪市史編纂所編『御用瓦師寺島家文書』（大阪市史料調査会、1984年）がある。
- (32) 『大阪市例規類纂』（大阪市、1908年）、70頁。
- (33) 大阪市史編纂所編『明治時代の大阪（上）－幸田成友編「大阪市史明治時代未定稿」－』（大阪市史料調査会、1982年）、60頁。
- (34) 大阪大学経済学部経済史・経営史研究室「大阪市中の人別帳・水帳目録（資料）」（『大阪大学経済学』28(1)、1978年）。
- (35) 塚田前掲「近世大坂の開発と社会＝空間構造－道頓堀周辺を対象に－」。

Descendent of Cadastre called “Mizu-Cho” and the End of the Ownership Change on Cadastre, “Cho-Giri” in Osaka

IIDA Naoki

This article considers how a land register made in each town of Osaka in the early modern times was transmitted after modern times. This article examined a problem whether a name of landowner change was carried out in a land register till when.

The name change was finished in most land registers by February, 1879. This fact was related with an open agency of the ward office of March, 1879. I confirmed the fact that a land register was kept as a ward office official document. I supposed that it was March, 1879 at the time when a land register was transferred to the ward office.

The land register that a name change was carried out after February, 1879 existed, but it was until February, 1881 that I could confirm a name change.

At the end time of the name change in the land register, it falls on time at the time when a town loses a public position in local government system. The town lost a function called the house and lot acquisition regulation of the town as the community of the social position parallel to the fall of the position in the local government system. The fact that a land register was transferred to the ward office shows that the function of the town was deprived of by a ward office parallel to the fall of the position of the town.